

新潟市介護サービス事業者の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行法（平成9年法律第124号。以下「施行法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び介護予防支援事業者の指定並びに介護保険施設の指定及び許可並びにこれに関する届出（以下「指定居宅サービス事業者の指定等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、法、施行法、法に基づく政令及び省令、条例並びに規則（以下「介護保険関係法令」という。）で使用する用語の例による。

(指導又は助言)

第3条 市長は、指定居宅サービス事業者の指定等を受け、又は行おうとする者に対し、介護保険関係法令等に基づき必要な指導又は助言を行うものとする。

(指定等の申請等)

第4条 法の規定による次に掲げる指定又は許可の申請は、指定又は許可を受けようとする月の2か月前の月の1日から末日までの間に別に定める書類を用いて行うものとする。ただし、特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 指定居宅サービス事業者の指定
- (2) 指定居宅介護支援事業者の指定
- (3) 指定介護老人福祉施設の指定
- (4) 介護老人保健施設の開設の許可
- (5) 介護医療院の開設の許可
- (6) 指定介護予防サービス事業者の指定

- (7) 指定地域密着型サービス事業者の指定
- (8) 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定
- (9) 指定介護予防支援事業者の指定

2 市長は、前項の申請を受けた場合において、指定又は許可の決定をするときは、各月の1日を基準として行うものとする。ただし、特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(指定又は許可の更新の申請)

第5条 法の規定による次に掲げる指定又は許可の更新の申請は、現に受けている指定又は許可の更新を受けようとする月の2か月前の月の末日までに別に定める書類を用いて行うものとする。

- (1) 指定居宅サービス事業者の指定の更新
- (2) 指定居宅介護支援事業者の指定の更新
- (3) 指定介護老人福祉施設の指定の更新
- (4) 介護老人保健施設の開設の許可の更新
- (5) 介護医療院の開設の許可の更新
- (6) 指定介護予防サービス事業者の指定の更新
- (7) 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新
- (8) 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新
- (9) 指定介護予防支援事業者の指定の更新

(介護老人保健施設又は介護医療院に係る入所定員等の変更の許可等の申請等)

第6条 法第94条第2項の規定による介護老人保健施設の変更の許可の申請又は法第107条第2項の規定による介護医療院の変更の許可の申請は、変更しようとする日の13日前までに別に定める書類を用いて行うものとする。

2 法の規定による医師等に介護老人保健施設又は介護医療院を管理させることの承認の申請は、管理させようとする日の13日前までに別に定める書類を用いて行うものとする。

る。

(介護老人保健施設又は介護医療院に係る開設者の死亡又は失踪の届出)

第7条 法の規定による介護老人保健施設又は介護医療院の開設者が死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合の届出は、死亡又は失踪の宣告の日から10日以内に別に定める書類を用いて行うものとする。

(指定特定施設入居者生活介護の指定の変更の申請)

第8条 法の規定による指定特定施設入居者生活介護の指定の変更の申請は、変更しようとする月の2か月前の月の1日から末日までの間に別に定める書類を用いて行うものとする。

(情報の提供)

第9条 市長は、指定居宅サービス事業者の指定等をし、又は受理をしたときは、当該指定居宅サービス事業者の指定等に係る事業所及び施設に関する情報のうち、次に掲げる事項を都道府県、市町村、国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。）に対して提供することができる。

(1) 介護保険事業所番号

(2) 事業所又は施設の名称及び所在地並びにその管理者の氏名

(3) 事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名

(4) 指定居宅サービス事業者の指定等をし、事業を廃止し、指定を辞退し、指定若しくは許可の取消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止した場合は、その年月日

(5) 運営規程

(6) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

(7) その他市長が必要と認める事項

(その他)

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。